

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 16 日

各都道府県防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（防災デジタル・物資支援担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当）

クラウド型被災者支援システムの整備の推進について

平素より、防災行政の推進にご協力を賜り、御礼申し上げます。

内閣府では、デジタル技術の活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化等のため、システムによる被災者台帳や避難行動要支援者の個別避難計画作成、罹災証明書の電子申請等について推進しており、令和 3 年度予算において、被災者台帳の作成等の被災者支援手続のための基盤的なシステム（以下「クラウド型被災者支援システム」という。）を構築し、令和 4 年度から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）にて運用を開始する予定です。

クラウド型被災者支援システムでは、被災者支援業務の一層の効率化・迅速化を促進し、災害時の地域住民の安全確保の強化を図るため、災害時における被災者台帳の作成管理、マイナンバーカードを活用した罹災証明書等の電子申請やコンビニ交付、平時における避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成管理機能等を搭載する予定です。

なお、本システムでは、整備済みの被災者支援に係るシステムとのデータ連携機能の搭載も予定しているため、被災者支援に係るシステムを導入済みの市区町村についても、本システムのうち、コンビニ交付等の一部の機能のみを活用すること等の運用も可能となります。（＜別紙 1＞「クラウド型被災者支援システムについて」参照）

つきましては、各市区町村において本システムの導入をご検討いただくとともに、災害時における被災者に対する迅速かつ円滑な支援の実施を図っていただくようお願いいたします。

また、各市区町村における本システムの導入のための予算措置に向け、概要や導入に係る初期費用、維持費用等について、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から各都道府県及び市区町村の住民基本台帳担当部長及び社会保障・税番号制度主管部長に対し、添付資料のとおりお知らせをしております。

貴防災主管部（局）におかれましても、被災者支援業務の充実を図るため、貴管内の市区町村に対し、本通知を周知していただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・ <別紙1> 「クラウド型被災者支援システムについて」
- ・ <別紙2> 「クラウド型被災者支援システム利用料等について（都道府県向け）」
- ・ <別紙3> 「クラウド型被災者支援システム利用料等について（市区町村向け）」
- ・ <別紙4> 「<別添1>クラウド型被災者支援システムの概要について」
- ・ <別紙5> 「<別添2>クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」

※ 「<別添3>クラウド型被災者支援システムについて」は別紙1と同じため省略

問い合わせ先

（クラウド型被災者支援システムに関すること）
地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター研究開発部
電話 03-5214-8002 Mail : rddlg@j-lis.go.jp

（防災業務全般、地方財政措置に関すること）
内閣府政策統括官（防災担当）付 クラウド型被災者支援システム担当
電話：03-3503-2231 Mail : csus-div.a3w@cao.go.jp